

## 議員提出議案第13号

### 夜間中学の整備・拡充を求める意見書

中学校夜間学級（いわゆる「夜間中学」）は、公立中学校において、二部授業が行われる学級のことです。現在、8都府県に31校しか設置されておらず、北海道、東北、北関東、中部、四国及び九州地方には、1校も設置されていない状況です。

全国夜間中学校研究会の推計によると、15歳を過ぎて義務教育を修了していない者は、百数十万人にも上るとされています。また、文部科学省の調査によると、夜間中学在籍者のうち外国人が占める割合は8割を超え、その約6割は日本語の習得を目的としているとされており、この夜間中学で学ぶ外国人の中には、母国の義務教育を修了していないために、就職や進学ができず困っている人も多くいると言われています。外国人が長期にわたり日本で暮らす場合、言葉とともに、日本の文化や社会の仕組みについて知らなければ、様々な問題が生じます。夜間中学の現状から考えると、日本に住み、日本語を学びたい外国人に対応した幅広い教育の実施が求められます。

一方、夜間中学が設置されている地域においても、入学要件が市内在住又は市内在勤などに限定されている場合があります。夜間中学が設置されている区域外に住む人々の就学の機会が制約されている状況にあります。

よって、国においては、このような現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講じ、夜間中学の整備・拡充に取り組むことを強く求めます。

- 1 年齢や国籍、居住地にかかわらず、就学を希望する誰もが夜間中学で学ぶことができるよう、全都道府県への設置を促進すること。
- 2 夜間中学における日本語教育の充実を図るため、教員の加配を含めた専門家の配置に取り組み、都道府県と連携して財政支援を行うこと。
- 3 義務教育未修了者や外国人が夜間中学の情報を入手しやすいように配慮した広報を展開するとともに、低所得者に対する負担軽減措置を拡充するなど、就学支援策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日提出

提出者 さいたま市議会議員 新 藤 信 夫  
同 高 野 秀 樹

	同	上三信	彰
	同	山崎	章
賛成者	さいたま市議会議員	中島隆一	
	同	高柳俊哉	
	同	宮沢則之	
	同	神田義行	